

2年生、3年生保護者各位

2年生、3年生の就学支援金一律分につきましては、昨年提出した申請書(様式第1号)が継続となりますので、今回の申請は必要ありません。これは在学期間3年間有効です[留年及び休学等は対象外となります]。

【加算分】につきましては、新入生同様、6～7月頃、ご案内予定です。

平成 23 年 4 月 12 日

1 年生 保護者各位

日本音楽高等学校
校長 井田 良克

就学支援金についてのご案内

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育方針にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「高等学校等就学支援金」について、一律分（在学する生徒全員に支給される金額：年額 118,800 円）の申請について、ご案内いたします。申請は、生徒本人が学校で配布資料②の受給資格認定申請書(様式第1号)に、氏名、住所等を記入して行います。

なお、別紙（平成 23 年度 高等学校等就学支援金のお知らせ）に記載されている【加算分】につきましては、6～7月頃、ご案内予定です。こちらの提出は、該当世帯のみが対象となりますので、該当しない世帯は提出の必要がありません。

今回の一律分及び加算分の授業料への充当等につきましても、後日文書でご案内いたします。

配 布 資 料	対 象
① 就学支援金についてのご案内（本紙）	保護者
② <u>〔生徒のみ〕受給資格認定申請書（様式第1号）</u> ※ <u>②を提出することで、一律分(118,800円)が支給されます</u>	<u>生徒本人が学校</u> で記載
③ 「平成 23 年度 高等学校等就学支援金のお知らせ」	生徒・保護者

平成23年4月20日

東京都知事 殿

記入サンプル[生徒が学校で記載]

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

以下の空欄に生徒本人が署名すること。（保護者による代筆も可能です。）

ふりがな	にちおん	さくら
生徒の氏名	姓 日音	名 桜

生徒の生年月日	昭和 平成	7年	6月	12日
生徒の住所	神奈川県	横浜市	金沢区	1-10-100
生徒が学校に在学する	学校の名称	日本音楽高等学校		
		全日制	(高等学校・中等教育学校の場合)	
	学校の所在地	東京都品川区豊町2-16-12		1年生の場合は、 始期(平成23年4月1日)～
	学校設置者の名称	学校法人 三浦学園		
高等学校等における在学	学校名	平成23年4月1日 ～平成 年 月 日 (うち支給 等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	全日制・定 制・ 制 (高等学校・中等教育学校 の場合)	
	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給 等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	全日制・定 制・ 制 (高等学校・中等教育学校 の場合)	
	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給 等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	全日制・定 制・ 制 (高等学校・中等教育学校 の場合)	
認事項	高等学校等就学支援金を 料に てるとともに 就学支援金の支給に必要な事 きを学校設置者に することを します。			

記入に当たっては別紙の記入上のをよく読んでから記入してください。
の欄は学校設置者において記入してください。

学校受 日 平成23年4月1日

この紙のきさは、日本 格 とする。

平成23年度 高等学校等就学支援金のお知らせ

制度の概要

都内にある私立高等学校等に在学する方を対象に、その在学期間に応じ、最大36ヶ月（定時制及び通信制課程に在学の場合は48ヶ月）にわたり、就学支援金が、在学する学校へ交付されます。学校では受領した支援金を授業料の一部に充当することで、家庭の教育費負担を軽減します。

※ 年齢制限はありませんが、過去に高等学校等（公立高校含む）を卒業・修了している方等は支給対象となりません。

支給額

生徒が学校に在籍した月数に応じ、以下の額の就学支援金が支給されます。

【一律分】

在学する生徒全員に支給される金額

月額 9,900円
年額 118,800円



さらに、一定の要件を満たす方は、以下のように1.5倍または2倍の金額で支給されます。

【一律分+加算分】

保護者の住民税のうち区市町村民税所得割額が年額18,900円未満の場合
(年収の目安) 250万円～350万円未満程度

月額 14,850円
年額 178,200円

保護者の住民税が非課税もしくは均等割のみの場合
保護者が生活保護を受給している場合

(年収の目安) 250万円未満程度

月額 19,800円
年額 237,600円

※ 支給額は1ヶ月当たりの上限額であり、生徒に請求される授業料がこれを下回る時は、支給額＝授業料(月額)となります。

なお、「年額」は、生徒が1年間通して在籍した場合に支給されることとなる金額を参考として示しています。

※ 住民税の均等割とは、一定の所得がある場合、前年の所得金額にかかわらず定額（都民税1,000円、区市町村民税3,000円の、年額計4,000円）で課税されるものです。所得割とは、前年の所得金額に応じて課税されるものです。

※ 年収は、4人家族世帯の場合の概ねの目安です。加算支給は、年収ではなく住民税の課税額等によって決定されます。

必要な手続きなど

■ すべての方に必要な手続き

- 学校から配布される「受給資格認定申請書」を、学校に提出してください。【提出時期：4月頃】

■ 加算支給の対象となる方のみに必要な手続き

- 学校から配布される「加算支給に関する届出書」等を、学校に提出してください。【提出時期：6～7月頃】
- この手続きの詳細については、後日ご案内いたします。（入学当初に行っていただく手続きはありません。）

■ 就学支援金の支給について

- 就学支援金は、生徒ご本人（保護者）に対して、東京都から直接支払われるものではありません。
- 就学支援金をあらかじめ授業料と相殺し授業料を減額するか、授業料を一旦お支払いいただいたうえで就学支援金分を後日還付するかなどの取扱いは、各学校によって異なります。取扱いについては、各学校にお尋ねください。

○東京都・高等学校等就学支援金ホームページ

～就学支援金について、より詳しい情報をお知りになりたい方は、こちらのホームページをご覧ください～

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/shienkin/>



東京都

※平成23年2月時点の予定に基づき作成しています